

| |
|---------------------------------------------------------------------|
| フェーズ4 A (ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている) |
| ---国内非発生--- |
| フェーズ3 Aの対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・感染症法に基づく指定感染症への政令指定が行われた場合には、関係機関へ周知する。(福祉保健部)

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・厚生労働省を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザに係る情報を収集する。(福祉保健部)

サーベイランス

- ・新型インフルエンザ(疑い症例も含む)の発生動向について把握する。(福祉保健部)

[クラスターサーベイランスの実施]

- ・感染の見られた集団(クラスター)を早期に発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。(福祉保健部)

[症候群サーベイランスの実施]

- ・患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを行う。(福祉保健部)

予防と封じ込め

[検疫]

- ・日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。(福祉保健部)

- ・ 検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断され県内に居住あるいは滞在する旨の報告を受けた場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、医療機関は、抗インフルエンザウイルス薬の投与等、適切な治療を行う。(福祉保健部)
- ・ 検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断された場合には、検疫所から提出された乗客者名簿等に基づき、県内の乗客に対する積極的疫学調査を実施する。また、県外の乗客については、居住地の都道府県に対し調査依頼を行う。(福祉保健部)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用を要請する。(福祉保健部)
- ・ 抗インフルエンザ薬の流通調整を図る。(福祉保健部)

ワクチン

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保する。(福祉保健部)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 国が示す新型インフルエンザに対する症例定義について、医療機関など関係機関に周知する。(福祉保健部)

[疑い例の診断]

- ・ 国の指示に基づき、医療機関に対して新型インフルエンザ疑い患者はトリアージ方針に従い指定医療機関において検査・診療を行うよう指示する。(福祉保健部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・各医療機関に対して、通常のインフルエンザ（H1N1、H3N2、B型）患者には、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう指導する。（福祉保健部）

[医療体制の再確認]

- ・国の要請を受け地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、パンデミック時においても新型インフルエンザ患者（疑い例を含む）の一般外来及び入院に対応しない病院を検討する。（福祉保健部）

情報収集・共有・提供

[情報提供]

- ・県ホームページの内容等について随時更新する。（福祉保健部）
各国の発生状況を情報提供し、県民への注意喚起を行う。
広報担当官（スポークスマン）から、新型インフルエンザが指定感染症として指定されたことを周知する。
- ・メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、発生及び対応状況について情報提供を行う。
- ・県民からの一般的な問い合わせに対応できる窓口を本庁及び保健所に設置し、適切な情報提供ができるよう体制を整備する。
- ・併せて、Q & A等を関係機関に配布する。（福祉保健部）
- ・医師会等との連携の下に、医療機関（医師）からの相談に対応する窓口を設置する。併せて、診断・治療ガイドライン、Q & A等を配布する。（福祉保健部）

| |
|---------------------------------------------------------------------|
| フェーズ4 B (ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている) |
| ---国内発生--- |
| フェーズ3の対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・感染症法に基づく指定感染症への政令指定が行われた場合には、関係機関へ周知する。(福祉保健部)

[発生対応]

- ・県内発生情報について厚生労働省へ通報する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省と連携し、積極的疫学調査を実施する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(福祉保健部)

[感染発生国・地域からの情報収集]

- ・厚生労働省を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザに係る情報を収集する。(福祉保健部)

サーベイランス

[クラスターサーベイランスの実施]

- ・感染の見られた集団(クラスター)を早期に発見するために、クラスターサーベイランスを開始する。(福祉保健部)

[症候群サーベイランスの実施]

- ・患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを行う。(福祉保健部)

予防と封じ込め

- ・日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。(福祉保健部)
- ・検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断され県内に居住あるいは滞在する旨の報告を受けた場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、医療機関は、抗インフルエンザウイルス薬の投与等、適切な治療を行う。(福祉保健部)
- ・新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断された場合には、検疫所から提出された乗客者名簿等に基づき、県内の乗客に対する積極的疫学調査を実施する。また、県外の乗客については、居住地の都道府県に対し調査依頼を行う。(福祉保健部)

[発生事例への対応]

- ・感染症法に基づく新型インフルエンザ患者への措置(入院、治療方針、積極的疫学調査等)、患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等)等まん延防止策を行う。(福祉保健部)
- ・国から緊急情報提供された関係都道府県の発生状況を関係機関に周知する。(福祉保健部)

[県民の社会生活の制限]

- ・県民、関係者に対して次の点を勧告・周知する。(福祉保健部、各部局)
 - 発生地域における不要不急の大規模集会や興業等不特定多数の集まる活動の自粛を勧告する。
 - 患者及び患者と接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止、受診を勧告する。
 - 発生地域における住民・施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)

[適正使用]

- ・ 国の要請に基づき、各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を指導する。(福祉保健部)
- ・ 国の指示に基づき、医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう指示する。(福祉保健部)

ワクチン

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ 緊急的に厚生労働省から配分されたプロトタイプワクチンについては、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ、接種を行う。(福祉保健部、市町村)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がされるまでの間については、厚生労働省の検討の結果を受け、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を行う。(福祉保健部、市町村)
- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始するが、供給量に一定の限界がある場合については、国の示した優先順位に従い接種を行う。(福祉保健部、市町村)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、厚生労働省が行うワクチンの評価、副反応情報の収集・分析等に協力する。(福祉保健部)

医療

[医療機関の整備]

- ・ 新型インフルエンザ患者については、第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関において診療を行うよう、関係機関に周知する。(福祉保健部)
- ・ フェーズ6 Bを想定し、患者収容を想定する大型施設、収容人員等を列挙する。(福祉保健部)

大型施設として想定される施設を選定し、この施設を有効に活用することを併せて検討する。

- ・フェーズ6 Bを想定し、患者収容施設での医療提供体制（医療器具、食事の供給等）について検討する。（福祉保健部）

[県内発生患者及び接触者]

- ・新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知及び実施する。（福祉保健部）
- ・新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行う。（福祉保健部）
- ・新型インフルエンザ疑い患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を行うよう指示する。なお、症状が出現した場合には直ちに感染症指定医療機関への受診を勧告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。（福祉保健部）

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬の使用を控えるよう医療機関に対して指導する。
- ・抗インフルエンザ薬の流通調整を図る。（福祉保健部）

情報収集・共有・提供

[情報提供]

- ・対策本部長が新型インフルエンザ警戒宣言を行い、対策強化を表明する。（福祉保健部）
- ・県ホームページの内容等について随時更新する。（福祉保健部）
- ・メディア等に対し、適宜、広報担当官（スポークスパーソン）から、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。

[相談窓口の設置]

- ・ 県民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を本庁及び保健所に設置する。(福祉保健部)
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対する窓口を設置する。(福祉保健部)
- ・ 国が示した、診断・治療ガイドライン、Q & Aを県ホームページに掲載するとともに、市町村、医師会等関係機関へ配布する。

| |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| フェーズ5 A (ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。) |
| ---国内非発生--- |
| フェーズ4 Aの対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[情報収集]

- ・厚生労働省を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザに係る情報を収集する。(福祉保健部)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・感染の見られた集団(クラスター)を早期に発見するために、クラスターサーベイランスを継続する。(福祉保健部)

[症候群サーベイランス]

- ・患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを継続する。(福祉保健部)

予防と封じ込め

- ・日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。(福祉保健部)
- ・検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断され県内に居住あるいは滞在する旨の報告を受けた場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、医療機関は、抗インフルエンザウイルス薬の投与等、適切な治療を行う。(福祉保健部)
- ・検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断された場合に

は、検疫所から提出された乗客者名簿等に基づき、県内の乗客に対する積極的疫学調査を実施する。また、県外の乗客については、居住地の都道府県に対し調査依頼を行う。
(福祉保健部)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)

ワクチン

[接種体制]

- ・ 接種場所及び接種医、接種用器具等を確保する。(福祉保健部)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 国が示す新型インフルエンザに対する症例定義について、医療機関など関係機関に周知する。(福祉保健部)

[疑い患者への対応]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(福祉保健部)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行う。(福祉保健部)
- ・ 感染症指定医療機関において新型インフルエンザ疑い患者について、簡易検査キットによる検査を実施しA型インフルエンザ感染が確認された場合には、確認検査のための検体を採取する。(福祉保健部)
- ・ 検体は、保健環境科学研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するとともに、確認検査が必要な場合には分離されたウイルス等を国立感染症研究所へ送付する。(福祉保健部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(福祉保健部)
- ・ 抗インフルエンザ薬の流通調整を図る。(福祉保健部)

[医療の確保]

- ・ 国の要請を受け地域の医療機能維持の観点から、特殊医療・高度専門医療を行う病院など、パンデミック時においても新型インフルエンザ患者(疑い例を含む)の一般外来及び入院に対応しない病院を検討する。(福祉保健部)

[遺体収容能力の確保]

- ・ 国の要請を受け、パンデミックに備え衛生上の観点から病院内外で一時的遺体安置所として使用する場所の把握を検討する。(福祉保健部、市町村)

情報収集・共有・提供

[情報提供]

- ・ 県ホームページの内容等について随時更新する。(福祉保健部)
各国の発生状況の情報提供、県民への注意喚起。
海外の発生・対応状況について情報提供を行う。

[相談窓口の充実]

- ・ パンデミックに向けて、本庁及び保健所の相談窓口を充実する。(福祉保健部)
- ・ 医師会等との連携の下に、医療機関(医師)からの相談に対する窓口を設置する。(福祉保健部)

| |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| フェーズ5 B (ヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。) |
| ---国内発生--- |
| フェーズ4 Bの対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[発生対応]

- ・県内発生情報について厚生労働省へ通報する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省と連携し、積極的疫学調査を実施する。(福祉保健部)
- ・厚生労働省に対して、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(福祉保健部)

[情報収集]

- ・厚生労働省を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザに係る情報を収集する。(福祉保健部)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・感染の見られた集団(クラスター)を早期に発見するために、クラスターサーベイランスを継続する。(福祉保健部)

[症候群サーベイランス]

- ・患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを継続する。(福祉保健部)
- ・通常のインフルエンザ・サーベイランス(定点)を中止する。(福祉保健部)

予防と封じ込め

- ・日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。(福祉保健部)
- ・検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断され県内に居住あるいは滞在する旨の報告を受けた場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、医療機関は、抗インフルエンザウイルス薬の投与等、適切な治療を行う。(福祉保健部)
- ・新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断された場合には、検疫所から提出された乗客者名簿等に基づき、県内の乗客に対する積極的疫学調査を実施する。また、県外の乗客については、居住地の都道府県に対し調査依頼を行う。(福祉保健部)

[発生事例への対応]

- ・感染症法に基づく新型インフルエンザ患者への措置(入院、治療方針、積極的疫学調査等)、患者の接触者への対応(接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等)等まん延防止策を行う。(福祉保健部)
- ・国から緊急情報提供された関係都道府県の発生状況を関係機関に周知する。(福祉保健部)
- ・病院・高齢者施設等(基礎疾患を有する者が集まる施設)における感染予防策を強化する。(福祉保健部)

[県民の社会活動の制限]

- ・県民、関係者に対して次の点を勧告・周知する。(福祉保健部、各部局)
 - 県内における不要不急の大規模集会や興業等不特定多数の集まる活動の自粛を勧告する。
 - 患者及び患者と接触していた者が関係する県内発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 県内事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告する。
 - 県民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨、外出自粛を勧告する。

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)

[抗インフルエンザウイルス薬の投与]

- ・ 国からの要請に基づき、医療及び社会機能維持の観点から、次の者へ予防投与を行う。

(福祉保健部)

患者が受診した医療機関の医療従事者

患者との濃厚接触があった社会機能維持者

- ・ 医療機関等に対し、新型インフルエンザ疑い患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、以下の対応を行うよう指示する。なお、症状が出現した場合には直ちに感染症指定医療機関への受診を勧告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。(福祉保健部)

外出の差し控え

健康管理の指導・実施

ワクチン

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・ 緊急的に厚生労働省から配分されたプロトタイプワクチンについては、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に状況に応じ接種を行う。(福祉保健部、市町村)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・ パンデミックワクチンの供給がされるまでの間については、厚生労働省の検討の結果を受け、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を行う。(福祉保健部、市町村)

- ・ パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始するが、供給量に一定の限界がある場合については、国の示した優先順位に従い接種を行う。(福祉保健部、市町村)

[モニタリング]

- ・ 接種の開始に伴い、厚生労働省が行うワクチンの評価、副反応情報の収集・分析等に協力する。(福祉保健部)

医療

[県内発生患者及び接触者]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知及び実施する。(福祉保健部)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行う。(福祉保健部)
- ・ 検体は、保健環境科学研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。(福祉保健部)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者の家族などの接触者については、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに感染症指定医療機関への受診を勧告するとともに、抗インフルエンザウイルス薬による治療を行う。(福祉保健部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(福祉保健部)
- ・ 国の要請に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(福祉保健部)

[収容施設]

- ・ フェーズ6 Bを想定した患者収容施設リストを作成する。(福祉保健部)
- ・ 患者収容施設に患者を収容した場合の医療体制、医療器具、食事の供給等について準備を始める。(福祉保健部)

情報収集・共有・提供

- ・ 県ホームページの内容等について随時更新する。(福祉保健部)
県内の発生状況、対応措置についての情報提供、県民への注意喚起
県内、国内の発生・対応状況についての情報提供を行う。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。(福祉保健部)

| |
|-----------------------------------------------------|
| フェーズ6 A (パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している) |
| ---国内非発生--- |
| フェーズ5 Aの対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[情報収集]

- ・厚生労働省を通じ、またインターネット等により新型インフルエンザに係る情報を収集する。(福祉保健部)

[行動計画の見直し]

- ・国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき策定した「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」を必要に応じて、随時見直しを行う。(福祉保健部)

サーベイランス

[クラスターサーベイランス]

- ・感染の見られた集団(クラスター)を早期に発見するために、クラスターサーベイランスを継続する。(福祉保健部)

[症候群サーベイランス]

- ・患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを継続する。(福祉保健部)

予防と封じ込め

- ・日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等について、検疫所等関係機関との連携を確認・強化する。(福祉保健部)
- ・検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断され県内に居住あるいは滞在する旨の報告を受けた場合には、感染症法に基づき感染症指定医療機関等への入院勧告を行い、医療機関は、抗インフルエンザウイルス薬の投与等、適切な治療

を行う。(福祉保健部)

- ・ 検疫所から新型インフルエンザ患者疑いで停留された入国者が確定診断された場合には、検疫所から提出された乗客者名簿等に基づき、県内の乗客に対する積極的疫学調査を実施する。また、県外の乗客については、居住地の都道府県に対し調査依頼を行う。(福祉保健部)

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の確保]

- ・ 県内医薬品卸売業者、県立病院における抗インフルエンザウイルス薬の在庫量の把握を行う。(福祉保健部、病院局)

ワクチン

[接種体制]

- ・ 国の要請により、接種場所及び接種医、接種用器具等を確保する。(福祉保健部)

医療

[新型インフルエンザに対する症例定義]

- ・ 国が示す新型インフルエンザに対する症例定義について、医療機関など関係機関に周知する。(福祉保健部)

[疑い症例の診断]

- ・ 新型インフルエンザ疑い患者は、原則として、感染症指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は、指定医療機関に移送するよう医療機関に周知する。(福祉保健部)
- ・ 新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき入院勧告を行う。(福祉保健部)
- ・ 検体は、保健環境科学研究所に送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。(福祉保健部)

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザによるパンデミック期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ疑い患者以外において、原則として抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(福祉保健部)
- ・ 国の要請に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。(福祉保健部)

情報収集・共有・提供

- ・ 県ホームページの内容等について随時更新する。(福祉保健部)
県内、国内の発生・対応状況についての情報提供を行う。
- ・ メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。(福祉保健部)

| |
|-----------------------------------------------------------------|
| フェーズ6 B (パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している) |
| ---国内発生--- (最初の流行を第1波とし、その後の小康状態、第2波を含めて、パンデミック期とする。) |
| フェーズ5 Bの対策を継続・強化 |
| 計画と連携 |

[体制強化]

- ・知事を本部長とする「新潟県新型インフルエンザ対策本部」を設置し、全庁的な対策を一層強化する。(各部局)

[行動計画の見直し]

- ・国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき策定した「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」を必要に応じて、随時見直しを行う。(福祉保健部)

[指定感染症の対策の緩和]

- ・入院への対応等を弾力的に実施できるようにするため、入院措置の実施を中止し、その旨を関係機関に周知する。(福祉保健部)

= = 小康状態 = =

- ・体制を再整備する。(福祉保健部、各部局)
- ・パンデミック時の対策における評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。(福祉保健部、各部局)

= = 第2波 = =

- ・第1波を踏まえ、行動計画に基づき、迅速な対応を行う。(福祉保健部、各部局)

サーベイランス

- ・ヒトの新型インフルエンザ(疑い例も含む)の発生動向について把握する。(福祉保健部)
- ・クラスターサーベイランス、症候群サーベイランスを中止し、その旨を関係機関に周知する。(福祉保健部)

= = 小康状態 = =

- ・サーベイランス等の効果について検証・評価を行う。

予防と封じ込め

- ・不要不急の海外旅行の自粛を勧告する。(福祉保健部)
- ・感染症法に基づく患者への措置(入院、治療方針、疫学調査の内容等)及び患者の接触者への対応(接触者の範囲、外出自粛要請の要否、有症時の対応指導等)を行う。

[県民の社会活動の制限]

- ・県民、関係者に対して次の点を勧告・周知する。(福祉保健部、各部局)
 - 大規模集会や興業等不特定多数の集まる活動について、原則すべての活動の自粛を勧告する。
 - 県内の学校及び通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - 県内の事業所や福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。
 - また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診を勧告する。
 - 県民に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

[在宅患者等の支援]

- ・市町村・関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザにり患し在宅で療養する者等の支援を行う。
 - 在宅者の見回り
 - 往診・訪問看護
 - 食事の提供
 - 医療機関への移送
 - 自宅死亡者への対応
 - 必要に応じて児童・高齢者・障害者等の対応、等

抗インフルエンザウイルス薬

[抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止]

- ・国の要請に基づき、患者を診察した医療機関の医療従事者及び患者との濃厚接触があった社会機能維持者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の措置を中止する。(福祉保健部)

[流通の調整]

- ・県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を下に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう調整する。(福祉保健部)

ワクチン

[接種体制]

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合)

- ・緊急的に厚生労働省から配分されたプロトタイプワクチンについては、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に状況に応じ接種を行う。(福祉保健部、市町村)

(新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合)

- ・パンデミックワクチンの供給がされるまでの間については、厚生労働省の検討の結果を受け、医療従事者及び社会機能維持者等を対象に、状況に応じ本人の同意の上でプロトタイプワクチンの接種を行う。(福祉保健部、市町村)

- ・パンデミックワクチンが製造され次第、希望者への接種を開始するが、供給量に一定の限界がある場合については国の示した優先順位に従い接種する旨の周知を行う。(福祉保健部、市町村)

[モニタリング]

- ・接種の開始に伴い、厚生労働省が行うワクチンの評価、副反応情報の収集・分析等に協力する。(福祉保健部)

医療

[患者の治療]

- ・以下のように、関係機関に周知する。

新型インフルエンザ患者の入院措置の緩和に伴い、全医療機関において診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者及び基礎疾患を持っている感染症患者等に

行うこととする。

新型インフルエンザ患者疑いと診断された者に対して、発症後48時間以内に抗インフルエンザウイルス薬により治療を行うこととする。

抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位を下記のとおりとする。

- 新型インフルエンザ入院患者の治療
- り患している医療従事者及び社会機能維持者
- り患している医学的にハイリスク群の者
- 児童、高齢者
- 一般の外来患者

[抗インフルエンザウイルス薬の適正使用]

- ・ 新型インフルエンザ患者及び疑い患者以外には、抗インフルエンザウイルス薬を使用しないよう医療機関に対して指導する。(福祉保健部)

[入院治療]

- ・ 患者の隔離を行わない。原則として全医療機関において新型インフルエンザ疑い患者に対する診断・治療を行う。(福祉保健部)
- ・ 入所施設において集団感染が発生した場合の医療提供の手段を確保する。(福祉保健部)
- ・ フェーズ3 Aにおいて作成した入院医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院の受け入れを行うよう医療機関と調整する。(福祉保健部)
- ・ フェーズ4 Bで列挙した、患者収容施設での患者受入れに向けた医療体制、医療器具、食事の供給等を始める。(福祉保健部)
- ・ 必要に応じて患者収容施設への患者の収容を開始する。(福祉保健部)
- ・ 死亡者が増加した場合、火葬場の稼働時間の延長を要請し、一時的遺体安置所の活用を行うよう要請する。(福祉保健部)

= = 小康状態 = =

- ・ 医療の正常化へ向けた対応に努める。(福祉保健部)
- ・ 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(福祉保健部、市町村)

情報収集・共有・提供

- ・知事が県内非常事態を宣言し、さらなる対策の強化を表明する。(福祉保健部)
- ・県ホームページの内容等について随時更新する。(福祉保健部)
- ・メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。(福祉保健部)

= = 小康状態 = =

- ・これまでの情報提供体制を評価し、第2波に向けた情報提供体制等の見直し、整備を行う。(福祉保健部)
- ・メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から、県内の発生・対応状況について情報提供を行う。(福祉保健部)

後パンデミック期

(パンデミックが発生する前の状態へ、急速に回復する時期)

計画と連携

- ・国の「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、「新潟県新型インフルエンザ対策行動計画」を必要に応じて随時見直しを行う。(福祉保健部)
- ・国のガイドライン、指針・勧告等の見直しに基づき、県の関係マニュアルの見直しを行う。(福祉保健部、各部局)

サーベイランス

- ・これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資材の有効活用を行う。(福祉保健部)

予防と封じ込め

- ・渡航自粛勧告を終了する。(福祉保健部)
- ・県、市町村・関係団体は、在宅療養者への支援を終了する。(福祉保健部)

抗インフルエンザウイルス薬

- ・国が見直しを行った抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針(予防投与、治療方法)を関係機関に周知する。

医療

- ・介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援を行う。(福祉保健部、市町村)

情報収集・共有・提供

- ・新型インフルエンザ流行終息宣言までは、メディア等に対し、適宜、広報担当官(スポークスパーソン)から県内の発生・対応状況について情報提供を行う。(福祉保健部)